

## 福島県県民健康調査の調査情報の提供に関する利用規約（案）

## （総則）

- 第1条** 本規約は、福島県県民健康調査情報の提供に関する申請書（以下「申請書」という。）に対する福島県知事の承認に基づき、申請者及び調査情報の利用を行う全ての者（以下「利用者」という。）が利用するに当たって遵守すべき利用規約を定めるものである。
- 2 本規約は、福島県県民健康調査に係る調査情報の学術研究目的のための第三者提供に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）第9条第1項第1号に規定する誓約書（以下単に「誓約書」という。）が福島県知事へ提出される際に併せて提出されるものである。
  - 3 調査情報を提供するために必要な一切の手段については、ガイドライン、本規約及び申請書等（それぞれに付随する書類を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、福島県知事が定める。
  - 4 申請者及び利用者は、本規約及び申請書等に基づき、日本国の法令を遵守し、本規約を履行しなければならない。本規約に定めのない事項についてはガイドラインに基づくものとする。ガイドラインが改正された場合は、改正後のガイドラインに基づくものとする。
  - 5 本規約に定める請求、通知、報告、申請、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 6 本規約の履行に関して申請者及び利用者並びに福島県知事が用いる言語は、日本語とする。

## （調査情報の提供及び利用）

- 第2条** 調査情報は、それ自体では特定の個人が識別されないよう匿名化した上で提供されるが、申請者及び利用者は、提供された調査情報を、個人情報を含む情報と同様に慎重に取り扱わなければならない。
- 2 申請者に提供された調査情報は、申請書に記載された利用者及び利用目的の範囲に限り、本規約に従い、利用することができる。
  - 3 利用者は、本規約、誓約書、申請書、ガイドライン等に従ってこれを日本国内で利用するものとする。
  - 4 利用者は、福島県知事が利用の停止を含め、提供した調査情報に関する指示をした場合、その指示に従うものとする。

## （管理）

- 第3条** 利用者は、提供を受けた調査情報を破棄するまで、申請書に記載された管理方法又は福島県知事により指示を受けた管理方法に基づき適正に管理するものとする。
- 2 利用者は、提供を受けた調査情報のいずれかのファイルについて、情報の提供を受けた媒体とは別の記憶装置へ複写し保存する行為は1回に限定され、当該記憶装置へ保存されたファイルが消去されない限り、当該ファイルを別の記憶装置へ複写し保存してはならない。
  - 3 前2項の規定は、調査情報を用いて生成した中間生成物についても適用される。

## （利用の制限）

- 第4条** 利用者（第1号にあっては、利用者であった者を含む。）は、調査情報の利用に当たり、次に掲げる制限を受けるものとする。
- (1) 調査情報を利用する際は申請書等に記載した範囲内での利用に限定し、申請書等に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法による利用は行わないこと
  - (2) 調査情報と他の情報を照合しないこと
  - (3) 調査情報を用いて、特定の個人を識別することを内容とする研究を行わないこと

- (4) 調査情報提供承認通知書において、福島県知事が調査情報の利用に当たり付加した条件がある場合には、当該条件を遵守すること
- (5) 本規約の有効期間中であっても、福島県知事の判断により、提供した調査情報の利用の停止及び返還を求めることがあり得ること

(委託)

**第5条** 申請者は、提供された調査情報を用いた学術研究の全部又は主要な部分を外部に委託してはならない。

- 2 申請者は、前項の規定により禁止されているものを除き、提供された調査情報を用いた学術研究の一部を外部に委託することができる。ただし、当該委託の受託者が利用者として、誓約書を福島県知事に提出することを条件とし、申請者は、当該受託業者を監督し、作業終了後は速やかに調査情報及び中間生成物を破棄させなければならないものとする。

(障害等)

**第6条** 申請者及び利用者は、調査情報の提供媒体を受領後、直ちにその媒体の物理的障害の有無について確認し、読み取りエラー等の障害を発見したときは、直ちに福島県知事に申し出るものとする。

- 2 前項の規定により申出を行った申請者は調査情報の提供媒体を受領後14日以内に、福島県知事に対して提供媒体の交換を要求できるものとする。その際、申請者は、提供媒体を福島県知事に郵送により返却し、福島県知事は、提供媒体の障害を確認した上で交換に応じるものとする。
- 3 第1項に規定する障害が福島県知事の帰責事由による場合、申請者からの返却に係る郵送費用及び福島県知事からの再送付の費用は福島県知事が負担する。ただし、その障害が申請者の媒体の取扱時に生じた傷など、申請者の帰責事由による場合、当該費用は申請者が負担する。

(変更申請)

**第7条** 申請者は、次に掲げる申請書の記載事項に変更が生じるときは、速やかに変更申請書を福島県知事に提出するものとする。

- (1) 成果の公表形式
  - (2) 利用期間（利用期間は最長で通算5年以内で必要最小限の期間とする。）
  - (3) セキュリティ要件
  - (4) 前各号に掲げるもののほか申請内容の基本的な方針に影響を及ぼすもの
- 2 申請者は、前項各号に掲げる記載事項以外の記載事項の変更が生じた場合は、変更届出書を知事に届け出なければならない。

(利用期間)

**第8条** 申請者及び利用者は、調査情報を申請書等に記載した期間内に限り利用できるものとする。

- 2 利用期間を超えて調査情報を利用する必要がある場合は、申請者は、期限内に福島県知事に調査情報の利用期間を延長した変更申請書を提出し、福島県知事の承諾を得るものとする。この場合において、申請者は、利用期間を延長しなければならない理由を付記しなければならない。

(実施状況の報告)

**第9条** 申請者は、利用期間が2年を超える場合には、2年ごとを目途として、県に対し、申請書及び調査研究の進捗状況が分かる書類を提出しなければならない。ただし、福島県知事が申請者に進捗状況の報告を求めた場合、申請者は、報告の求めがあった日から2週間以内に申請書及び調査研究の進捗状況が分かる書類を提出するものとする。

(実地監査等)

**第10条** 申請者及び利用者（第5条第2項の規定により学術研究の一部を外部に委託した場合の受託者を含む。）は、福島県知事が申請者及び利用者の調査情報の利用状況及び管理状況について実地監査を行う場合、申請者及び利用者の業務時間内において利用場所及び保管場所に立ち入り、提供した調査情報に関する帳票その他実地監査のために必要な書類の閲覧、ヒアリング等を行うことに応じるものとする。

(調査情報の紛失・漏えい等)

**第11条** 調査情報を紛失した場合若しくは調査情報が漏えいしていることが判明した場合又はその恐れが生じた場合は、申請者は速やかに福島県知事へその内容及び原因を報告し、福島県知事の指示に従うものとする。

2 前項に規定する紛失の原因が災害事故等申請者の合理的支配を超えた事由である場合において、申請者が再度当該紛失に係る調査情報の提供を希望する場合は、福島県知事へ再度調査情報提供の申請を行うものとする。

(提供した調査情報の処理)

**第12条** 申請者は、申請書等に基づく調査情報の利用終了後（申請書に記載した目的が達成できないことが判明した場合を含む。）、利用期間内に電子媒体、紙媒体等の調査情報及び中間生成物を福島県知事への指定の手続に従って破棄する。この場合において申請者は、調査情報の破棄の状況を破棄処置報告書により報告しなければならない。

2 利用期間終了前に福島県知事が調査情報の返却を請求したとき（利用者による本規約の違反又は福島県知事の判断による調査情報の提供の停止の場合を含む。）は、申請者は前項に定める破棄の手続を行わなければならない。

3 申請者又は利用者の死亡、申請者又は利用者が所属する研究機関の廃止、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や教育の達成が困難となった場合は、調査情報を破棄し、速やかに実績報告書に理由を記載し破棄処置報告書とともに福島県知事へ提出する。

(成果の公表)

**第13条** 申請者は、調査情報を利用した成果を、申請書に記載した予定時期までに公表しなければならない。

2 前項に規定する公表に当たっては、利用者は公表される成果物によって特定の個人が第三者に識別されないようにしなければならない。

3 第1項に規定する公表を行う場合において、申請者及び利用者は、調査情報を基に申請者又は利用者が独自に作成した資料等についてはその旨を明記し、福島県知事が作成している資料等とは異なることを明らかにするものとする。

4 申請者が申請書に記載した公表の予定時期までに公表できない場合は、福島県知事に変更申請書を提出することにより、その理由及びその時点における成果を報告し、福島県知事が必要と認めた場合、利用期間を延長できるものとする。

(承認の取消し)

**第14条** 次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、福島県知事からの通知により、調査情報の提供の承認を取り消されることがある。

(1) ガイドライン又は利用規約に違反し、県が定める期間内に当該違反が是正されないとき又は、県において当該違反の是正が不可能と判断したとき。

(2) 調査情報の取扱いに関し、不正行為（ガイドライン第20号各号に掲げる不適切行為を除く。）があると判断したとき。

(3) 申請書に記載された学術研究等の目的が達成できる見込みがないと県が判断したとき。

- (4) 申請書、その他調査情報の提供の申請及び利用に関する書類の記載内容について、虚偽の記載があることが発覚したとき。

(不適切行為への対応)

**第15条** 別表に掲げる不適切行為が認められた場合には、内容に応じて同別表に掲げる措置が執られるものとする。

(承認が取り消された場合の措置)

**第16条** 第14条の規定により、承認を取り消された場合は、速やかに調査情報及び中間生成物を破棄しなければならない。また、県からの通知により、次に掲げる措置が執られるものとする。

- (1) 一定の期間又は期間を定めずに調査情報の提供の申請を受け付けないこと
- (2) 研究発表の公表の禁止
- (3) 申請者の氏名及び所属機関名の公表

(免責等)

**第17条** 調査情報の抽出方法による技術的な問題等、事前に予測できない事由により調査情報の提供の遅延等が発生した場合においては、福島県知事は利用者に対し何ら責任を負わない。

- 2 利用者が調査情報を用いて作成した資料等に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、福島県知事は一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者の本規約に違反した調査情報の利用により権利を侵害された第三者から福島県知事に対して損害賠償請求が行われ、その請求が認められた場合には、福島県知事は当該賠償額相当について利用者へ求償することができる。

(本規約の有効期限)

**第18条** 本規約は、利用期間が存続する限り、有効とする。ただし、本規約の有効期間が終了した後も、第14条から第17条までの規定についてはその効力を有するものとする。

別表

措置要件	措置内容	
	過失	重過失（故意）
① 期限までに調査情報の破棄を行わない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定期間の調査情報提供禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無期限の調査情報提供禁止</li> <li>・ 氏名及び所属機関名の公表</li> </ul>
② 調査情報の紛失・漏えいにつながる行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査情報が記録された媒体の持ち出し</li> <li>・ 調査情報の外部ネットワークへの接続（電子メール等）による持ち出し</li> <li>・ コンピューターウイルス及び不正アクセスへの対策を施していない機器を用いた分析等の実施</li> </ul>		
③ 調査情報の紛失・漏えい		
④ 個人を特定する行為 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるような分析を実施すること。		
④ 事前に承諾された者以外に調査情報を提供した場合		
⑤ 事前に承諾された目的以外への利用を行った場合		
⑥ その他、県の指示に従わない場合		